

別記様式第1号(第四関係)

^み^ぶ^ち^く
壬生地区活性化計画
(第1回変更)

栃木県壬生町

令和7年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	壬生地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	壬生町
地区名(※1)	壬生地区
計画期間(※2)	令和6～10年度

目 標 : (※3)

壬生町では、「道の駅みぶ」を中心に経済的に好循環となり、地域社会の発展・活性化を継続的に実施するという目的のもと、将来にわたる地方創生のための一大地域活性化プロジェクトを計画し、展開しております。活性化の基本方針において、『本町の特徴である「いちご」や「おもちゃ」を中心に、「トマト」や、地域独自の「かんぴょう」など、資源を活用し、「道の駅みぶ」を利用いただく全ての方へ本町の魅力を強く印象付ける』と施設全体のコンセプトを定め、これらに基づき施設の再整備や戦略的なマーケティング、独自性や特産性の高い商品の開発などを継続的に取り組み、都市と農村の共生・対流の促進を図ってまいります。

本町の「道の駅みぶ」は、年間200万人以上の施設利用者を記録し、地域内で交流人口が最も多いことから、地域の中でも最重要施設として位置付けられております。「みぶハイウェーパーク」、「壬生町おもちゃ博物館」、「壬生町総合公園」、「とちぎわんぱく公園」の4施設から構成される日本一広い道の駅となっております。作物ごとに種まきや植え付け作業や収穫ができる農業体験や魅力的な体験学習を展開している「とちぎわんぱく公園」を中心として、周辺ではいちご狩りが体験でき、更にはキャンプ施設を設置するなど魅力的なコンテンツを展開しております。また、町内には栃木県内一の客室数を誇るホスピタルイン獨協医科大学(客室数472室)が開業されるなど、グリーン・ツーリズムの実現に期待されます。

しかしながら、みぶハイウェーパークは各種調査から半数以上が施設内の極めて短時間の休憩目的で、地域資源に触れる機会が生み出せていません。また、みぶハイウェーパークからとちぎわんぱく公園内を訪れ、体験を利用する方が皆無であることから、施設内の認知・道の駅みぶの周遊性が非常に低いことが分かっております。

本事業においては、グリーン・ツーリズム実現を促進する施設として、施設利用者が地域の農産物等の良さを体験できる農産物直売所及び農産物加工・販売施設の整備を図り、採れたて野菜のジュースや生食のいちごの食べ比べ、イベントの開催、更にはキャンプ場やホスピタルイン獨協医科大学との連携したツアーなど、PRする機会を創出し、壬生町の資源に触れる機会を大幅に増やします。目的地としての価値・興味・関心を高めることで、「道の駅みぶ」全体の認知度の向上と、各施設への誘客を推進します。当該施設の一帯的な利用促進を図り、自然、文化、農業、人々とふれあう『新たな交流拠点施設』や『滞在を促す拠点施設』を「道の駅みぶ」全体で目指します。

①交流人口の増加

当町の道の駅は日本一広い面積を保有し、「みぶハイウェーパーク」、「壬生町おもちゃ博物館」、「壬生町総合公園」、栃木県が保有する「とちぎわんぱく公園」の4施設から構成されており、広く利用者から愛されております。また、「道の駅みぶ」はハイウェイオアシスとして認知されており、高速道路にも接道している全国的にも非常に珍しい道の駅です。施設利用者の現況を把握すべく、携帯キャリアより令和3年度中に施設に来訪した人数、特性、居住地、リピーター率等の「ヒト」に係るデータ等を取得しましたが、結果からトイレ休憩などの一時通過利用者が多いと分析できました。そのため、今後は施設の目的地としての価値を高めるために特産性の高い看板商品を継続的に展開し、これまで以上に人と人とがふれあう『新たな交流拠点施設』や、本町の魅力を強く印象付ける『滞在を促す拠点施設』を目指し、入込客数の増加を図ります。

令和2年度～令和4年度の平均入込客数が119,100人となっておりますが、目標年(令和8年度～令和10年度)の平均入込客数328,300人とし、209,200人の増加を目指します。

令和8年度318,600人、令和9年度328,200人、令和10年度338,000人 3年平均 328,300人

②地域産物の販売額の増加

いちごのみならず、トマトやかんぴょうなどの独自の地域産物のブランディングや新たなプライベートブランド商品の生産を図り、農業の高付加価値化や壬生町の魅力を表現することによる交流・定住人口の増加や、更には農福連携等、一億総活躍社会の実現に向けて、地域産物の販売額増加を目指します。

顧客一人当たりの売上高を1,100円を基にしており、販売額の地域産物に占める割合をおおよそ7割としていることから、令和2年度～令和4年度の平均販売額161,200千円を(令和8年度～令和10年度)の平均販売額252,800千円とし、91,600千円増加を目指します。

令和8年度245,300千円、令和9年度252,700千円、令和10年度260,300千円 3年平均 252,800千円

③交流・農観連携イベント等の実施回数の増加

壬生町内には日本政府観光局による訪日客の拡大に向けた「enjoy my japan」動画によって紹介された、全国有数の桜の名所の「東雲公園」や、一般社団法人アニメツーリズム協会により「訪れてみたい日本のアニメ聖地88(2020年版)」に選定された「おもちゃのまちバンダイミュージアム」、英字新聞などで紹介された「壬生町おもちゃ博物館」など世界に誇る資源に溢れており、多数の訪日観光客が期待されます。また、令和5年はG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が栃木県で開催されるなど、国際的に注目度は高まっています。そのため、施設の認知を促すイベント等を定期的に開催することで誘客を図るとともに、「道の駅みぶ」内の周遊性向上、更にはインバウンド消費の増加などが実現できます。

「いちご」や「トマト」の味比べコンテストや「かんぴょう」フェアなどを新規に開催します。また、すでに継続して実施している農業体験と組み合わせたイベントを企画し、例年3回程実施しているイベント開催を、目標年に(令和8年度～令和10年度)8回/年の実施予定、イベント開催を5回/年に増加することで認知度や周遊性の向上を図ります。

目標設定の考え方

地区の概要：

【交通の要衝、壬生町】

壬生町は栃木県央南部、北緯 36度25分、東経 139度48分に位置し、東西 8.0km、南北 12.5km、面積 61.06㎡です。東京からは北に約 90kmの距離にあり、東・南は下野市、西は栃木市、北は鹿沼市と宇都宮市に隣接しています。地勢は、西境を思川、中央部を黒川、東境沿いを姿川が流れており、関東平野の北部に当たるほぼ平坦な地形で、標高は50～100mです。また、東武宇都宮線の4つの駅が町内にあるとともに、北関東自動車道(壬生インターチェンジ)が東北自動車道と連結しており、広域的交通の利便性が高い町となっています。

恵まれた自然を背景に、原始・古代から多くの人々が暮らしていたことから、当時の遺跡が数多く確認されており、「毛野国」の中心地であったことを現在に伝えています。室町時代になると寛正3年(1462)壬生氏によって壬生城が築かれ、江戸時代を経て明治維新を迎えた最後の城主が鳥居氏でした。この間、壬生城の城下町、日光街道の宿場町として、また黒川を利用した河川交通の要衝として栄えました。明治になると廃藩置県で壬生県が誕生し、後に町村制施行を経て壬生町となり、昭和 29年には壬生町と稲葉村が合併。翌 30年には南犬飼村を編入し、新たな壬生町が生まれました。昭和 30年代からおもちゃ団地や獨協医科大学の誘致を進め、近年では北関東自動車道及び壬生インターチェンジ、県道宇都宮栃木線等が整備されるとともに、壬生町総合公園、東雲公園をはじめとした公園や緑地が充実した、便利で快適な「緑園都市」として発展しました。

【道の駅みぶ】

今も昔も交通の要衝として栄える「道の駅みぶ」ですが、町の玄関口として整備されてから14年目を迎え、整備当初に築き上げた施設のコンセプトや魅力も見直すべき時期を迎えています。整備当初は道の駅全般が、「第一ステージ：通過する道路利用者のサービス提供の場」として定義され、休憩が第一目的となっておりました。そんな道の駅も既に「第三ステージ：地方創生・観光を加速する拠点かつネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献」と定義され、地域における重要拠点として位置づけられています。自由な発想と地元熱意の下で、更なる地方創生に向けた取り組みを加速させるべく、地域と協働で壬生町の魅力となる地域資源を磨き直し、地域の交流拠点として今まで以上に人と人とのふれあいによる価値を高めていく必要があります。“交通”によってこれからの未来も壬生町が栄えていくビジョンが町内でも形成され、交通の拠点である道の駅を起点に『壬生町が経済的に好循環となり、地域社会の発展・活性化』となる波及を目指すためにも、地域食材の供給や地場産品の開発・PRを核に、壬生町が誇る地域資源を最大限に表現することが求められています。

現状と課題

【現状(壬生町)】

(1)農業後継者や担い手の不足による遊休農地の増加

壬生町の農業構造については、昭和40年代から町内外への工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加しましたが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農家の担い手不足が深刻化しております。また農業就業人口の高齢化及び減少も著しく、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあります。これを放置すれば深刻化が進み、また周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすことで、地域産物の販売額は著しく減少し続けることが想定されます。

(2)農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

青年新規就農者数は、近年ほぼ横ばいの状況となっていますが、農業就業人口全体の高齢化及び減少が著しい状況にあります。従来からの基幹作物であるいちごの産地としての生産量の維持、拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に育成及び確保していく必要があります。

【現状(道の駅みぶ)】

(1)滞在が極めて短時間であり、利用形態が一時通過利用型

「道の駅みぶ」は高速道路にも接道している非常に好立地の道の駅であり、壬生町の玄関口として例年200万人以上の利用者を記録しています。携帯キャリアより取得した“ヒト”に係るデータ等の結果より、全体の利用者数に対し、62.5%が栃木県外の在住者となっており、地方創生の拠点施設として非常に優れた立地であることが改めて整理されています。しかしながら全体の利用者数に対し、45.2%がトイレ休憩などの極めて短時間の滞在で、一時通過利用型の利用形態となっており、恵まれた地域資源の認知を促すことができておりません。施設間の周遊性に欠けていることから、交流人口が伸び悩んでいます。また、イベントなども定期的な開催とはなっておらず、プロモーション不足は明白です。

(2)地域資源を活かした独自性・地域性の高い目玉商品の不足

施設利用者4,500人を対象にアンケートを行ったところ、「新鮮な産直野菜」に対する満足度と施設規模の改善が必要であるという数多くのご意見を頂戴しております。選ばれる道の駅として施設を利用してもらうための動機を作る必要があり、「豊富な地場産の新鮮野菜」を取り揃えるとともに、飽きさせない魅力を創出し、発信し続ける不断の努力が不可欠です。施設全体、ひいては地域全体の魅力の発信のためには、独自性や地域性の高い目玉商品の開発及び加工・販売する環境の整備が求められています。

【課題】

「道の駅みぶ」は日本一広い道の駅であり、農業体験や魅力的な体験学習、いちご狩りなどのコンテンツが豊富にあります。施設毎に利用者が限定され、農業体験等の魅力的なコンテンツにたどり着いておらず、上記の現状に対するアプローチが十分になされていないことが課題となっています。細かく分析を行った結果、施設の敷地面積は広いものの、屋内機能は数少なく、建物自体も狭小で農産物や飲食機能が十分に確保できていないことや、利用者を惹きつける魅力商品も圧倒的に不足していることが要因で、施設利用者への魅力の発信に至っておりません。

今後の展開方向等(※4)

「道の駅みぶ」全体の認知度の向上と、各施設への誘客を目的に、視認性の優れた場所へ農産物直売機能や農産物の加工・販売機能、農村レストラン(軽食等も含む)を拡充するなど、以下の通りに施設の整備及び再配置を図ります。

(1)農産物直売所及び農産物加工・販売施設

施設利用者が地域の農産物等の良さを体験できる農産物直売所を整備することにより、魅力の発信力を大きく強化します。季節に応じた地域資源及びそれに関連する商品を売場全体に展開し、壬生町内はもちろん、壬生町外・栃木県外からの来訪者を惹きつける魅力的な世界観を表現します。

また、体験できる農産物加工・販売施設を併設することによって、ジェラートやジュースなど、その場で簡単に地域産の加工品を味わうことができるため、短時間の滞在の方や運送業者などのドライバーなどもターゲットとして広がり、地域の食材に触れる機会や範囲、時間を格段に増やすことができます。加工品を施設の看板商品として提供することで、「道の駅みぶ」、構成する各施設、施設内の豊富なコンテンツへ順に認知を促すことができ、施設間の周遊性が高まり、当初期待されていたグリーン・ツーリズムの実現が可能となります。

また、オール壬生(農業協同組合や地域を含む全ての生産者)で行う農産物の振興、市場の拡大や開拓などによる需要の最大化、新規就農者(予定を含む)の育成、6次産業化に向けた取組、女性活躍の促進のモデル事業、農業体験等と合わせた販売・ツアーを展開することによる食育や農親連携など、地域にとって大きな役割を担うことが可能となります。

(2)第三セクター設立(運営主体)

運営管理体制を第三セクターに一元化し、施設利用者のニーズに応える柔軟な経営によって、「いちご」や「おもちゃ」を中心とした地域資源の魅力を発信します。例えば、農産物直売所にてPHRと連動した健康教育・啓発を実施するなどにより、地域の医科大学病院との連携を図ることや、第三セクターで雇用就農に取り組むなど新規就農者や障がい者、高齢者等の活躍に向けた展開を整備施設で推進します。

(3)Park-PFI事業(「とちぎわんぱく公園」にて実施予定:連携事業)

栃木県が保有する「とちぎわんぱく公園」では、広大な敷地面積を誇り、地域の交流の場として農業体験をはじめとする様々な体験学習の場を展開しています。また、「とちぎわんぱく公園」では公園が本来持ち合わせているポテンシャルを活かしつつ、公園内に新たな賑わいの空間を創出することを目的に、さらには「道の駅みぶ」全体で連携を図り、地域産業や観光の活性化に寄与すると共に、利用者の利便性が向上することを目指し、Park-PFI事業に取り組んでおります。家族で利用できるBBQ機能や宿泊機能・遊戯機能や休憩場所となる飲食機能の拡充が図られることから、一層、農産物直売所及び農産物加工・販売施設が担う役割は重要となります。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
壬生町	壬生地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	壬生町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
壬生町	壬生地区	道の駅みぶ活性化推進事業	壬生町	無	
壬生町	壬生地区	第三セクター設立準備事業	壬生町	無	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
壬生町	壬生地区	みぶハイウェーパークリニユール整備工事事業	壬生町	内容:駐車場増設、太陽光発電増設、便益施設や第三セクター事務所の増築

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

本事業を推進することでの最大の利点は、地域資源の魅力アップによる広域的な誘客と、地域の「稼ぐ力」が大幅に向上されることによる継続的な地域の活性化が、オール栃木としての魅力の振興に繋がるということにあります。令和3年度における町外からの利用者数は120万人(全体の90.6%)を超えていることや、開業から感染症流行前までは常に220万人/年の施設利用者に溢れる栃木県内でもトップクラスの交流拠点施設です。課題であった栃木県内の特産品も十分な取り扱い量を可能にできる施設へ拡充することにより、地域間の連携として早期の広域的効果発現が可能です。 また「地域再生計画」の通り、複数の地方公共団体との連携を検討しております。栃木県はいちご生産量が54年連続日本一であり、また「いちご王国・栃木」の新たな顔として新品种の「とちあいか」でブランド力の更なる向上を図っております。いちごの生産で有名な近隣の鹿沼市や真岡市は、いちごを使ったまちづくりを行っております。共にいちごにまつわるブランディングを図り、連携イベントなどを企画することで、「いちご王国・栃木」の存在価値を一層高めつつ、「道の駅みぶ」の魅力も高まり、相乗効果を生みます。 他にも、「道の駅みぶ」において地域で作ったブランド米を用いる酒造りなど、地域を表現する体験企画や農観連携による滞在を促すツアー等の展開を検討しております。例えば、鹿沼市では、民間企業が山あいの過疎地にある廃校となった小学校を舞台に、酒蔵にリニユールし、農泊体験等ができる環境の整備を進めております。「道の駅みぶ」施設の交流人口を活かし、連携したツアーを提供することで、滞在時間が延び、地域周辺も含む一帯の活性化が図られます。

3 活性化計画の区域(※1)

壬生地区活性化計画（栃木県 壬生町）	区域面積（※2）	5,337.9ha
区域設定の考え方（※3）		
①法第3条第1号関係： 本計画区域の当該地区の面積5,337.9haに対し、地区内の農用地は3,025.2ha、山林は559.4haの合計面積3,584.1haであり、地区面積の約67.1%を占めています。（国土交通省国土地理院令和5年全国都道府県市区町村別面積調、及び土地利用現況調査結果（栃木県県土整備部都市計画課 令和4年8月29日公表）を参照） また、地区就業人口19,510人に対し、農業従事者1,247人であり、約6.4%を占めており（令和2年度国勢調査を参照）、更には、いちご王国栃木において生産量が栃木県内第4位を誇るなど、いちごを中心に、農業が重要な産業として位置付けられていることが分かります。		
②法第3条第2号関係： 総農家数（H2：2,086戸→H27：1,248戸）、農家人口（H2：10,344人→H27：3,472人）は減少しています。また、農家人口に占める60歳以上の割合が増加傾向（H2：26.74%→H27：46.14%）にあるため、将来にわたって農業の担い手を確保することが命題となっています。（農林業センサスを参照） このため、地域の拠点で非常に多くの方が利用される「道の駅みぶ」に農産物直売所、農村レストラン（軽食等も含む）、農産物加工所等を整備し、潜在的な顧客を引き込むことで、生産者の出荷先や量を確保、農業所得向上、地域資源の高付加価値化、魅力の発信による需要の拡大化等を推進し、女性を含む就農環境を確立すると共に、定住・交流人口の増加やインバウンド消費の向上など地域の活性化を図ります。		
③法第3条第3号関係： 本計画区域には、都市計画法に基づく用途地域及び市街化区域は除いています。		

4 活性化事業の実施に関する事項

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。
(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	非該当			土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
						農用地区域の 内外	市街化調整区 域の内外		
①									
②									
③									

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が農 振法上の農用 地等に該当す る場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①						
②						
③						

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	非該当
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ	非該当	
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ		
規則第7条第1号ト		
		(1)
		(2)
規則第7条第1号チ		

3 その他参考となるべき事項

6 活性化事業の用に供するため開発行為（農振法第15条の2第1項）を行う場合の記載事項

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		非該当
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ		
規則第7条第1号ト	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号チ		

(2) その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	非該当
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。
また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。
(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	非該当
開発区域の面積	
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在(※3)	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	
					非該当								

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名： (※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

	非該当
--	-----

(2) 目標

--

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持 その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支交付金)
	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支交付金)
	2号事業(中山間等地域等直接支交付金)
	3号事業(環境保全型農業直接支交付金)

② 実施区域

--

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

非該当

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

		活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
	農地維持支払	非該当	
	資源向上支払(共同)		
	資源向上支払(長寿命化)		
	中山間地域等直接支払	年度	年度
	環境保全型農業直接支払	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)												うち遊休農 地面積
		田		畑		草地		採草放牧地		計		
	多面支払	a		a		a				a		a
	中山間直払	a		a		a		a				a
		傾斜		傾斜		傾斜		傾斜		a		
取組 面積	環境直払 (※2)	a										

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
	うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	km	km

3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

(別添)

実施区域位置図

組織名称:

☐ 1号事業(多面支払) ☐ 2号事業(中山間直払) ☐ 3号事業(環境直払)

非該当

10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	非該当	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

①交流人口の増加

目標年(令和8年度～令和10年度)の平均入込客数328,300人とし、209,200人の増加を目指す。(レジスターの記録等を活用)

②地域産物の販売額の増加

目標年(令和8年度～令和10年度)の平均販売額252,800千円とし、91,600千円の増加を目指す。(レジスターの記録等を活用)

③交流・農観連携イベント等の実施回数の増加

目標年に(令和8年度～令和10年度)8回/年のイベント実施とし、イベント開催回数5回/年の増加を目指す。(アンケート等を活用)

これらに対して、今後管理を担う第三セクターの調査実績(レジスターの記録やアンケート、人流データ、RESAS等を活用)をもとに、毎年度比較し、壬生町が評価を行います。また、外部組織(壬生町企画委員会、道の駅みぶ連絡推進協議会、道の駅みぶ活性化検討委員会等)により効果検証を行い、検証結果は、壬生町公式HPに掲載します。